

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 1 日（火）第604号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1

規 則

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第52号

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則（昭和33年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、その者が第 4 条第 1 項第 1 号に該当することを理由として、授業料の減免を受けたものであるときは、この限りでない。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 4 条第 1 項第 1 号に該当することを理由として、授業料の減免を受けた者は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認定事由に変更が生じたときは、知事が別に定める日までに、授業料等減免の変更認定に関する申請書（別記第 3 号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 8 条第 1 項」を「法第 4 条第 1 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「， 3 分の 1 又は 4 分の 1」を「又は 3 分の 1」に改める。

別記第 1 号様式中「あたつて」を「当たつて」に、「認定手続き」を「認定手続」に、「すべて」を「全て」に、「附した」を「付した」に、

「

学 年	年	第一部・第二部の別	☐ 第一部（昼）	☐ 第二部（夜）
-----	---	-----------	---------------------------------	---------------------------------

」

を

「

学 年	年	第一部・第二部の別	☐ 第一部（昼）	☐ 第二部（夜）
希望する認定事由		☐ 授業料等負担が困難 ☐ 多子世帯		

」

に、「入学料の」を「授業料等の」に改める。

別記第 2 号様式中「大学等における修学の支援に関する法律等による」を「鹿児島県立短期大学授業料等減免規則第 2 条第 2 項の規定により」に、「あたつて」を「当たつて」に、

- 「・ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

- ・ 授業料減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、鹿児島県立短期大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島県立短期大学の保有する私の授業料減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。」

を

- 「・ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。」

に、「すべて」を「全て」に、

学 年	年	第一部・第二部の別	☐ 第一部（昼）	☐ 第二部（夜）
機構の給付奨学金に関する情報				
給付奨学金の奨学生番号				

を

学 年	年	第一部・第二部の別	☐ 第一部（昼）	☐ 第二部（夜）
-----	---	-----------	---------------------------------	---------------------------------

に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第2条関係）

授業料等減免の変更認定に関する申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、現在認定を受けているものとは別の認定事由に該当する者として認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

申請に当たって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ・ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ・ 授業料等減免の変更認定の手続において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、鹿児島県立短期大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島県立短期大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※ 以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生 （ 歳）			
	現 住 所	〒 都道 市区 府県 町村			
	所属学科 ・ 専 攻			学籍番号	
	学 年	年	第一部・第二部の別	□第一部（昼） □第二部（夜）	
現 在 の 認 定 事 由	☐ 授業料等負担が困難 ☐ 多子世帯				
変 更 後 の 認 定 事 由	☐ 授業料等負担が困難 ☐ 多子世帯				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。